

先端テクノロジー・データ利活用ユースケース創出支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

先端テクノロジー・データ利活用ユースケース創出支援事業

2 業務の目的

先端テクノロジー（AI・ブロックチェーン・量子コンピューティング）を活用した製品・サービス（以下、サービス等という。）のユースケースを創出するとともに、そのユースケースの普及啓発を行うことで、本地域で先端テクノロジーを活用した新たなビジネスが継続的に創出される環境を構築し、地域経済の成長に寄与することを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、提案書の内容に基づいて、次の(1)から(3)に掲げる業務を行い、先端テクノロジーを活用した具体的なユースケースを創出する。

(1) サービス等の実証プロジェクトの実施

① 想定ユーザー、実証フィールドの調整

- ・ 受託者が提案するサービス等が想定するユーザーを明確にし、実証実験等のための想定ユーザーの募集、選定、調整等を行う。
- ・ 実証実験等を実施するフィールドの選定、調整を行う。
- ・ 想定ユーザーの参加が見込めないプロジェクトは原則として認めない。
- ・ 想定ユーザー、フィールドの調整は原則として受託者が行う。調整が困難である場合は、適宜委託者と相談すること。

※ 本業務の想定ユーザーとは、受託者が提案するサービス等を今後利用する可能性がある者（企業、個人、地方公共団体等）であって、かつ、その製品・サービスについてフィードバックできる者を指す。

※ 本業務の実証フィールドとは、受託者が提案するサービス等の実証実験等を実施する場所を指す。例として想定ユーザーが企業であれば当該企業の事業所や工場等、個人であれば各個人が実証実験等を実施する地域、地方公共団体であればサービス等を活用する可能性のある担当部署が主管する施設等をいう。

② サービス等の開発及び実証実験等の実施

- ・ ①に記載の事項を実施したうえで、サービス等の開発及び開発に伴う実証実験等を実施する。実証実験は必ず想定ユーザーとともに実施すること。
- ・ 実証実験等の実施場所は宮城県内とすること。ただし、宮城県内に加えて、他の地域で実施することも可とする。
- ・ 実証実験等の実施時期は契約締結日から令和7年2月28日までとすること。

③ 結果の取りまとめ及び今後の方針策定

- ・ ②で実施したサービス等の開発及び開発に伴う実証実験等の結果の取りまとめ及び今後のサービス等の事業方針を策定する。策定にあたっては、必ず想定ユーザーからのフィードバックを受け、実用化へ向けた改善の方向性を記載すること。なお、実証実験で取得したデータ等に

ついて、全てを報告書等で明らかにする必要はなく、受託者の裁量により一部機密情報としての取扱いを可能とする。

(2) ユースケース報告書の作成、提出

受託者は、(1)で実施した内容をサービス等のユースケースとして取りまとめ、以下の資料を委託者に提出すること。

- ・ ユースケース報告書（様式第4号）について、業務完了届とともに業務完了日までに提出すること。
- ・ 15分間の発表を想定して作成したパワーポイントの発表資料のデータ（様式任意であるが、様式第4号を加工し使用することも差し支えない。）について、業務完了日までに提出すること。なお、委託者が当該発表資料を使用して報告会を行う場合は、ユースケースの発表に関して協力すること。

(3) その他

- ・ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性及び公共性を確保して業務にあたること。
- ・ 本業務以外に本市が実施する「次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業」において、本事業の情報発信を行うような機会がある場合は、次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業の受託者と連携し情報発信を実施するよう努める。その他、本業務以外に委託者や関連団体等が行う起業支援事業（研究開発型スタートアップ育成事業等）等との連携を図るよう努める。
- ・ 本業務では、下記のプロジェクトは原則として認めない。
 - ① 既に完成しており、一般に向けて販売等の実績のあるサービス等に係るプロジェクト（ただし、当該サービス等に新たな機能を追加する場合、技術的課題が残り改良の余地がある場合等においては、追加・改良に係る部分は認めるものとする）。
 - ② サービス等の開発及び実証実験等を全て他社に委託等を行い、自らは企画だけを行うプロジェクト

4 業務委託料の支払い

業務完了後、委託者の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。（完了払）

5 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

6 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

7 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、業務の円滑な実施のために、本業務の開始から終了までの間、委託者が進捗状況の報告を求めた場合に対応すること。

(4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)

(5) 受託者は、本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。

(6) 受託者は、本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(7) 受託者は、本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。

(8) 受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(9) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

(10) 本業務にて作成した事例報告書、報告用発表資料の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市に帰属する。また、著作者人格権を行使しないこと。

ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。